

# 企業会計システム「ネットd e 記帳」アプリケーションサービス利用規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、宮城県商工会連合会（以下「甲」という。）と締結した企業会計システム「ネットd e 記帳」アプリケーションサービスの利用者への提供事務に係る基本契約書に基づき、商工会（以下「本会」という。）が、利用者に対して、企業会計システム「ネットd e 記帳」アプリケーションサービス（以下「本サービス」または「サービス」という。）を提供するに当たり必要な事項を定めるものであり、当事者双方が誠意をもって遵守しなければならない。

(提供地域)

第2条 本会が本サービスを提供する地域は、本会定款第3条の地区とする。

(定義)

第3条 本規程において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する。

- (1)「企業会計システム「ネットd e 記帳」アプリケーションサービス」とは、ソフトウェアパッケージ「ネットd e 記帳」を用いて、ASP（Application Service Provider）方式のオンライン企業会計管理システムを事業者提供とする。（「ネットd e 記帳」はビジネスオンライン株式会社の登録商標である。）
- (3)「利用者」とは、本サービスを利用する事業者とする。
- (2)「事業者」とは、本会の定款に定める地区内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者とする。
- (4)「利用者ID」とは、利用者から本会へのサービス利用申込に対して発行される利用者認識番号とする。
- (5)「システム管理者」とは、本サービスを運営するためのサーバー等の設備を設置し、その管理を行う宮城県商工会連合会とする。
- (6)「契約」とは、本規程に基づいて本会と利用者との間に成立する権利・義務関係とする。

(規程の変更)

第4条 甲は、利用者の承諾を得ることなく本規程を変更できるものとし、利用者は変更後の本規程に基づく利用料金その他の条件に従うものとする。

2 本会は、前項の変更について本システム画面のトップページに掲載し、速やかに利用者へ通知する。

3 第1項の通知は、掲載によりその効力が生ずるものとし、通知が利用者へ到達しない場合であっても、変更後の本規程が適用されるものとする。

(サービス内容)

第5条 本会が利用者へ提供する基本サービスの内容は、別紙のとおりとする。ただし、前項の基本サービスに加え、本会独自のサービスを付加することができる。

(譲渡・再販・質入れの禁止)

第6条 利用者は、本サービスの提供を受ける権利等の本規程上の権利を、本会の許可なく、第三者に譲渡、再契約、質入れしてはならない。

(環境設定)

第7条 利用者は、本サービスの提供を受けるために必要なパソコン端末および通信回線の購入および設定を、自らの責任と費用で行う。

## 第2章 契約の申込みおよび成立

(申込み)

第8条 本サービスを利用しようとする利用者は、ネットd e 記帳利用申込書(様式第1号)を、本会の指定する方法で本会に提出する。

- 2 前項のネットd e 記帳利用申込書には、システム利用者名を記載しなければならない。
- 3 本会が、前項のシステム利用者に通知した場合は、利用者に通知したとみなす。
- 4 本会は、第1項の利用者に対し、本会の定款に定める地区内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者であることを示す書類の提出を求めることができる。

(申込みの拒絶)

第9条 本会は、次の各号のいずれかの理由により、前条第1項の申込みを拒むことができる。

- (1) 事業所が、本会の定款に定める地区内に営業所、事務所、工場または事業場を有する事業者でない場合。
- (2) 前条第1項の利用申込書の記載内容に洩れや虚偽がある場合。
- (3) 利用者が、前条第4項の書類を提出しない場合。
- (4) 前条第4項の書類に記載内容の洩れや虚偽がある場合。
- (5) 第20条(事前通知を伴わない停止)第1項各号に該当するか、もしくは過去に該当した事実がある場合。

(契約成立)

第10条 本会が、当該利用者にネットd e 記帳利用承諾書(様式3)をもって契約成立を通知することにより、本会と利用者間で契約が成立する。

- 2 前項のネットd e 記帳利用承諾書の本会からの発信日をもって、契約成立日とする。
- 3 本会は、契約成立後に次の各号のいずれかの理由により、遡って契約を無効にすることができる。
  - (1) 第8条(申込み)第1項のネットd e 記帳利用申込書の記載内容に虚偽があることが明らかになった場合。
  - (2) 第8条(申込み)第4項の書類に虚偽があることが明らかになった場合。
  - (3) 第20条(事前通知を伴わない停止)第1項各号に該当するか、もしくは過去に該当した事実があることが明らかになった場合。

(申込み内容の変更届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会が別に定める方法により、本会に変更内容を届け出なければならない。

- (1) 住所もしくは所在地を変更したとき。
  - (2) 商号もしくは屋号を変更したとき。
  - (3) 第3項以外の理由で、代表者または事業主を変更したとき。
- 2 本会は、前項各号の事実を証明する書類の提出を利用者から求めることができる。

- 3 利用者は、死亡、解散、合併、民事再生申請、破産申請等により、代表者または事業主が変更になったときは、直ちに本会に届け出なければならない。
- 4 利用者は、第20条（事前通知を伴わない停止）第1項第11号または第12号のいずれかに該当したときは、直ちに本会に届け出なければならない。
- 5 利用者は、第3項または前項の届出を、その事実の発生の前に行うことができる。
- 6 前項の届出は、本会が第3項または第4項の事実発生を確認した時点から効力を発生する。

### 第3章 利用者 I D

（利用者 I D）

第12条 本会は、第10条の契約成立をもって、当該利用者の利用者情報の登録を行い、当該利用者に係る利用者 I Dを発行し、当該利用者に貸与する。

- 2 原則として、1利用者に対して2利用者 I Dとする。
- 3 本会は、利用者 I Dを本会が別に定める方法により利用者に通知する。
- 4 利用者は、貸与された利用者 I Dを契約終了まで保持する。

（利用者 I Dの追加発行）

第13条 前条第2項にかかわらず、利用者から利用者 I Dの追加申込みがあり、甲が必要と認められた場合に限り、利用者 I Dを追加発行することができる。

- 2 前項の申込みは、ネット d e 記帳利用者 I D追加発行申請書（様式第4号）により行う。
- 3 本会は、第2項の申請の結果は、ネット d e 記帳利用者 I D追加発行申請書に係る回答書（様式第5号）により速やかに利用者に通知する。
- 4 利用者は、前項の申請が認められた場合は前項の通知の日（I D登録日）から、追加発行された利用者 I Dの利用を開始することができる。
- 5 本会は、当該利用者に関して、第20条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当する事実があるか、または過去にあった場合は、第1項の申込みを承諾しないことがある。
- 6 利用者 I Dの追加発行後、当該利用者に関して、第20条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当する事実があるか、または過去にあったことが明らかになった場合、本会は追加発行された利用者 I Dの発行を取り消すことができる。
- 7 利用者は、本会が承諾した場合、追加発行された利用者 I Dは最大3 I Dを保持することができる。

### 第4章 サービス提供期間および利用料金

（単位サービス提供期間）

第14条 本会が利用者に本サービスを提供する期間の基本的な単位を、単位サービス提供期間とする。

- 2 単位サービス提供期間は、1会計期間とする。
- 3 会計期間途中で契約成立した場合であっても、契約成立日の属する会計期間終了時点までが単位サービス提供期間とする。
- 4 会計期間途中で契約解除した場合は、その時点で単位サービス期間が終了したものとみなす。
- 5 利用者の事業所が会計期間途中で組織変更があった場合は、組織変更後の会計期間終了日ま

で単位サービス提供期間を延長するものとする。

(利用料)

第15条 新たに本サービスを利用しようとする利用者は、あらかじめ利用料を納付するものとする。

- 2 利用料は、1利用者当たり、かつ1単位サービス提供期間当たりの利用料とする。
- 3 利用料は、別紙1のとおりとし、第5条の付加サービスに対応した金額を加算することができるものとする。
- 4 単位サービス提供期間が1年未満の場合でも、利用料の金額は変わらない。但し、記帳機械化委託事業者が本サービスを利用することとなった場合に限り、当該年度の利用料は、本サービスを利用する月から会計年度終了までの月数に利用料の1/2分の1を乗じた金額とする。
- 5 本サービスの利用者が利用期間終了後も引き続き利用する場合は、利用期間終了後2月以内に利用料を納付しなければならない。
- 6 本会は、第21条（廃止）の場合を除き、受領した利用料は利用者に払い戻さない。

## 第5章 契約の更新および終了

(契約の終了および自動更新)

第16条 利用者は、本サービスの利用を終了する場合は、第14条の単位サービス利用期間の終了後2か月以内に、本会へネットd e記帳利用解除申請書（第2号様式）を、届け出なければならない。

- 2 前項のネットd e記帳利用解除申請書（第2号様式）の本会到達日をもって契約終了日とする。
- 3 単位サービス利用期間終了後2か月以内に利用料を本会に支払った場合、契約は自動更新される。

(本会からの解除終了)

第17条 本会は、第6条（譲渡・再販・質入れの禁止）、第11条第3項または同条第4項（死亡、解散、合併、民事再生申請、破産申請等による代表者または事業主の変更の届出、事前通知を伴わないサービス停止）に違反した利用者に対して、その旨を通知して直ちに契約を解除することができる。

- 2 本会は、利用者が第20条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当した場合、その旨を通知して直ちに契約を解除することができる。
- 3 利用者が第19条（事前通知を伴う停止）第1項各号に該当した場合、本会は当該利用者にその是正を求め、1か月以上経過しても是正されない場合は、その旨を示し直ちに契約を解除することができる。
- 4 第1項から前項までのほか、本会は、業務遂行上重大な支障があると判断した場合、当該利用者にもその理由を示し直ちに契約を解除することができる。
- 5 第1項から前項までについて、契約終了日は、本会から当該利用者に対して、本会が別に定める方法により契約解除を通知した日とする。

## 第6章 サービスの停止

(システム保守による停止)

第18条 本規程において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する。

- (1) システム管理者は、本サービスを運営するシステムの保守、点検または整備の必要がある場合、期間を定めて、利用者の全部または一部に対するサービスを停止することができる。
- (2) 前項のサービス停止について、本会は、本システム画面のトップページに掲載し利用者へ通知する。
- (3) システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。
- (4) 第2項の通知の効力は、本会（またはシステム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。
- (5) システム管理者は、第1項の通知後に、新たな通知を行ってその期間を延長することができる。

(事前通知を伴う停止)

第19条 システム管理者は、本会から次の各号のいずれかに該当すると通知があった特定の利用者に対し、事前に通知してサービスを停止することができる。

- (1) 申込書類または提出書類に不備がある場合。
- (2) 住所、電話番号、システム使用責任者等申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合。
- (3) 申込者または契約者が未成年者で親権者の同意を得ていない場合。
- (4) サーバーへのコンピューターウィルスの感染の予防等、サービスまたはシステムに重大な被害を与えることを回避するのに必要な場合。

2 前項の事前通知の方法、内容は、本会がシステム管理者の同意を得て別に定める。

3 システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。

4 第2項の通知の効力は、本会（またはシステム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。

(事前通知を伴わない停止)

第20条 システム管理者は、本会から次の各号のいずれかに該当すると通知があった特定の利用者に対し、事前の通知なくサービスを停止することができる。

- (1) 利用者が虚偽の届出をした場合。
- (2) 利用者が法律行為をすることができない状況にある場合。
- (3) 利用者が本会、システム管理者または第三者の名誉、信用、プライバシーを侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (4) 利用者が本会、システム管理者または第三者の著作権、その他知的所有権を侵害する行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (5) 利用者が本会、システム管理者または第三者のシステム、またはデータの滅失、損壊、盗用行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
- (6) 利用者が他の利用者の利用者ID、パスワードを不正に使用した場合。
- (7) 利用者が、違法行為、または違法行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、ないしはそれらのおそれのある行為を行った場合。

- (8) 利用者が、本会またはシステム管理者の本サービス提供を妨害したり支障を与えたりする行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
  - (9) 利用者が、事業所の本サービス利用を妨害したり支障を与えたりする行為、あるいはそのおそれのある行為を行った場合。
  - (10) 利用者の利用料金支払等の債務が履行されない場合、または信用状態が著しく悪化し、当該債務の履行されないおそれがあることが客観的な事実により明らかな場合。
  - (11) 利用者である個人または法人の代表者が、差押、滞納処分を受けた場合、または、破産の申立、保佐開始の審判、後見開始の審判を受けた場合。
  - (12) 利用者である法人が、破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理、特別清算の申立を行った場合、または手形交換所の取引停止処分、差押、滞納処分を受けた場合。
  - (13) 利用者または利用者に所属するシステム使用責任者が所在不明もしくは連絡不能の場合。
  - (14) 上の各号に定めるほか、利用者が本規程に違反した場合。
- 2 システム管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の全部または一部に対し、事前の通知なくサービスを停止することができる。
- (1) 天災、大規模災害、広域回線障害、通信回線業者による事前予告のない回線停止等、システム管理者の責に帰すことができない理由によりサービス提供が不可能になった場合。
  - (2) その他、システム管理者が緊急措置としてサービス停止が必要と判断した場合。
- 3 第1項または前項のサービス停止後、システム管理者は、速やかに関係商工会にその旨を通知する。
- 4 本会は、前項の通知を受けて、速やかに関係利用者にその旨を通知する。
- 5 システム管理者は、本会を代行して前項の通知を行うことができる。
- 6 第4項の通知の効力は、本会（システム管理者）からの発信により生じるものとし、利用者への到達の有無を問わない。

## 第7章 サービスの廃止

(廃止)

第21条 本会は、何時でも本サービス提供を廃止することができる。

- 2 システム管理者は、何時でも本サービス提供に係るシステム運用を廃止することができる。
- 3 前項の場合、本会は直ちに本サービス提供を廃止する。
- 4 第1項または前項の場合、本会は利用者に単位利用料金の全部または一部を返還することができる。
- 5 前項の返還に要する費用は、全額本会の負担とする。
- 6 第3項の場合、本会はシステム管理者に、第4項および前項の金額の全部または一部の支払いを求めることができる。

## 第8章 守秘義務

(守秘義務および情報共有)

第22条 本会およびシステム管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本サービスの提供を通じて取得した利用者の個人情報（氏名、性別、生年月日、

住所、電話番号、FAX、メールアドレス、事業所名、従業員数、資本金、売上高、相談指導情報等)の正確性を保ち、これを安全に管理する。

- 2 本会およびシステム管理者は、利用者の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ策を講じる。
- 3 本会およびシステム管理者は、利用者の個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏えいさせない。
- 4 利用者の個人情報は、本会およびシステム管理者が行う経営改善普及事業および地域振興に係る、次の各号に定める業務における必要な範囲に限り、商工会および広域連携する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会で共同利用する。
  - (1) 小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導ならびに講習会等を実施するうえでの計画、遂行、連絡。
  - (2) その他、商工会法第55条の8(商工会連合会の事業の範囲)の定める業務に係る業務。
- 5 本会およびシステム管理者は、前項各号に掲げた以外の目的で、利用者の個人情報を利用する必要がある場合には、あらかじめ当該利用者の承諾を得る。
- 6 本会およびシステム管理者は、収集した利用者の個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう適正な監督を行う。
- 7 本会およびシステム管理者は、法令に定める場合を除き、利用者の個人情報を、事前に当該利用者の同意を得ることなく、第三者に提供しない。
- 8 本会およびシステム管理者は、利用者が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応する。
- 9 第1項から前項までの適用について、利用者の契約終了の前後を問わない。

## 第9章 免 責

(データの保証)

第23条 本規程において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する

- (1) 本会およびシステム管理者は、利用者が本サービスを通じて得た情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して、本規程に定められた事項以外は保証しない。
- (2) 本会及びシステム管理者は、本サービスの遅滞、停止、変更、廃止または利用者の登録、提供される情報・データの喪失、変質、流出、第三者の改変に関連して発生した利用者の損害について、本規程に定められた以外の責任を負わない。
- (3) パスワードにより認証された利用者IDによる本サービスの利用は、正規の利用者によるものとみなし、正規の利用者以外の者がパスワードにより認証された利用者IDによる本サービスの利用をしたことにより、正規の利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。
- (4) 本会またはシステム管理者の管理下でない通信回線やサーバー等の設備の状態により利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

(データの保存)

第24条 第22条（守秘義務および情報共有）第2項にかかわらず、システム管理者は、本サービスに係る全データを複製し、あるいは永久に保管する義務を負わない。

2 本サービスに係るデータの消失、およびそれをシステム管理者が複製または保管をしなかったことにより利用者に損害が発生しても、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

(利用者の行為)

第25条 利用者が、利用者ID、パスワード、データの滅失、漏洩、本サービスの目的外の使用を行った結果、利用者自身または第三者に発生した直接・間接の損害について、本会およびシステム管理者は責任を負わない。

## 第10章 雑 則

(損害賠償)

第26条 本規程において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する

(1) 本会またはシステム管理者は、本規程上の義務の履行について故意または重大な過失があり、利用者に対して損害が発生した場合は、当該利用者に対して損害賠償の責を負う。

(2) 利用者は、第19条（事前通知を伴う停止）第1項各号または第20条（事前通知を伴わない停止）第1項各号に該当する行為等により、本会またはシステム管理者が損害を被った場合、契約の終了またはサービスの廃止の有無にかかわらず、損害賠償の責を負う。

(3) 第1項または前項の損害賠償金額は、本会が別に定める算定基準により算定する。

(利用者間の紛争)

第27条 本サービスを利用する利用者間で、本会またはシステム管理者が当事者ではない紛争が生じた場合、利用者間で解決を図ることとし、本会またはシステム管理者は一切関与しない。

(管轄裁判所)

第28条 本規程において用いる言葉の意味を、次の各号のとおり定義する

(1) 本サービスの利用に関連して、本会、利用者、事業所等の中で紛争が生じた場合、本会所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(2) 本サービスの利用に関連して、システム管理者を含め、本会、利用者、事業所等の中で紛争が生じた場合、システム管理者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

## 附 則

(実施の時期)

本規程は、平成18年4月1日から実施する。